

## 集合研修の中止に伴う対応の方向性について

### 1. 登録政治資金監査人への対応について

- 中止が決定した研修に参加を予定していた登録政治資金監査人に対しては、8月以降に実施予定の研修への参加を案内する。
- 登録時研修については、上記案内のほか、登録政治資金監査人の必要に応じて、個別研修により対応する。

### 2. 今後検討が必要な事項について

- 本年度の追加研修(例年1月以降に東京2回・大阪1回実施)については、研修の実施状況を踏まえ、その開催地、開催回数等を検討することとする。

#### 【参考1：令和2年度研修実施計画（抜粋）】

##### 4. 研修日程の追加

(1) 研修日程の追加については、以下のとおり取り扱うこととする。

##### ①集合研修

研修への参加状況等を踏まえ、必要に応じて、登録政治資金監査人の数が多く、かつ、交通の利便性の高い都市において研修日程を追加する。

(中略)

(2) 研修日程を追加する場合には、原則として、事前に委員会に諮るものとする。

ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないときは、研修を実施後、直近の委員会で報告するものとする。

#### 【参考2：過去の追加研修の開催実績（開催地・参加者数）】

[令和 元年度] 令和 2年1月29日 (東京・68人)

〃 3月19日 (大阪・中止)

〃 3月26日 (東京・中止)

[平成30年度] 平成31年1月30日 (東京・67人)

〃 3月20日 (東京・78人)

〃 3月28日 (大阪・54人)

[平成29年度] 平成30年1月29日 (東京・33人)

〃 3月26日 (東京・86人)